

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 24 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る入院の勧告・措置の対象に
関する情報の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 310 号。以下「改正政令」という。）により、新型コロナウイルス感染症に係る入院の措置・勧告の対象が、65 歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める者に限定されています。また、「11 月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）」（令和 2 年 11 月 22 日付け事務連絡）において、病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床がひっ迫する場合には、改正政令により入院勧告等ができるとしている者のうち、医師が入院の必要がないと判断し、かつ、宿泊療養施設（適切な場合は自宅療養）において丁寧な健康観察を行うことができる場合には、そのような取扱として差し支えないことをお示ししているところです。

こうした中、都道府県等においては、新型コロナウイルス感染症患者の入院の措置・勧告の判断に資する情報を速やかに把握することで、より迅速な入院調整が可能になると考えられます。管内の医療機関に対して、発生届の提出時に入院の措置・勧告の判断に資する情報をあわせて提出するよう要請する場合には、HER-SYS の活用によって医療機関にこれらの情報を提出いただくことも可能ですので、貴職におかれては、内容を十分に御了知いただくとともに、必要に応じ、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

○入院の措置・勧告の判断に資する情報の提出を要請する場合に想定される具体的な入力方法

(1) HER-SYS の入力等において、発生届の症状欄の「その他」欄に、症状に関する以下の事項を記載する。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症（COVID 19）診療の手引き」における「重症化のリスク因子」のうち、患者が有する疾患等
- ・ 新型コロナウイルス感染症における重症度（「新型コロナウイルス感染症 COVID 19）診療の手引き」による。）（軽症・中等症Ⅰ・中等症Ⅱ・重症）

(2) HER-SYS の入力等において、発生届の症状欄の「その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」欄に、以下の事項を記載する。

- ・ 妊婦である場合、その旨
- ・ 医師による入院の必要性の有無